

26Q-pm218

裁判例が示す問診義務と薬剤師－4

○鈴木 順子¹, 秋本 義雄², 喜来 望¹, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵, 宮本 法子⁶, 海老澤 哲⁷(¹北里大薬,²東邦大薬,³北里大薬,⁴いわき明星大薬,⁵慶応大薬,⁶東京薬大薬,⁷薬ゼミトータルラーニング)

【始めに】医療の安全性確保という視点にあつては、検査データなどからでは知りえない患者のきわめて個的な情報こそ重要であると思われる。医療の水際に位置する薬剤師にとって、的確な問いかけによる情報の引き出しが欠くことのできない義務であることを、問診義務に言及した判例をもとに検証する。

【事例の概要と判決】輸血用血液の採取に際して、医師が的確な問診を行わなかったために、その血液を輸血された患者が梅毒に感染したとして、医師の問診義務違反（過失）が認定された。最高裁昭和36年2月16日言渡 昭和31年（オ）1065号 判例時報（77）p392-396

【判旨から】「判断の資料となるべき事項は、検査等に比べれば、正確性においては従属的であるにしても、問診による以外には得られない場合もあり、丁寧な誘導と、具体的で詳細な問いかけをすれば、真実の答えを推知できる結果が得られた可能性が高い」と問診の持つ意義を判じた。

【薬剤師業務への当てはめ】薬剤師の初回面談では、患者に関する既知の情報がなければかりか、患者自体の「印象」や場合によっては処方せんの記載までもが思い込みを誘う材料となる。この状態で薬剤師は薬物使用の適正性と安全性の判断を行うのであり、型どおりのアンケート的問いかけはむしろバイアスの増大を招く。対話から得られる情報は、正確性という点では検査データと比較できないが、目的性という点では、身体的表現まで含めれば、非常に大量の総合化された情報を含み、質的に全く異なる2種の情報を突き合わせたところに最も適正な判断への道があると考えられる。薬剤師の面談義務とは、単なる形式ではなく明確な目的意識と誘導・分析力に支えられた、質の問われるものであろう。